

広報

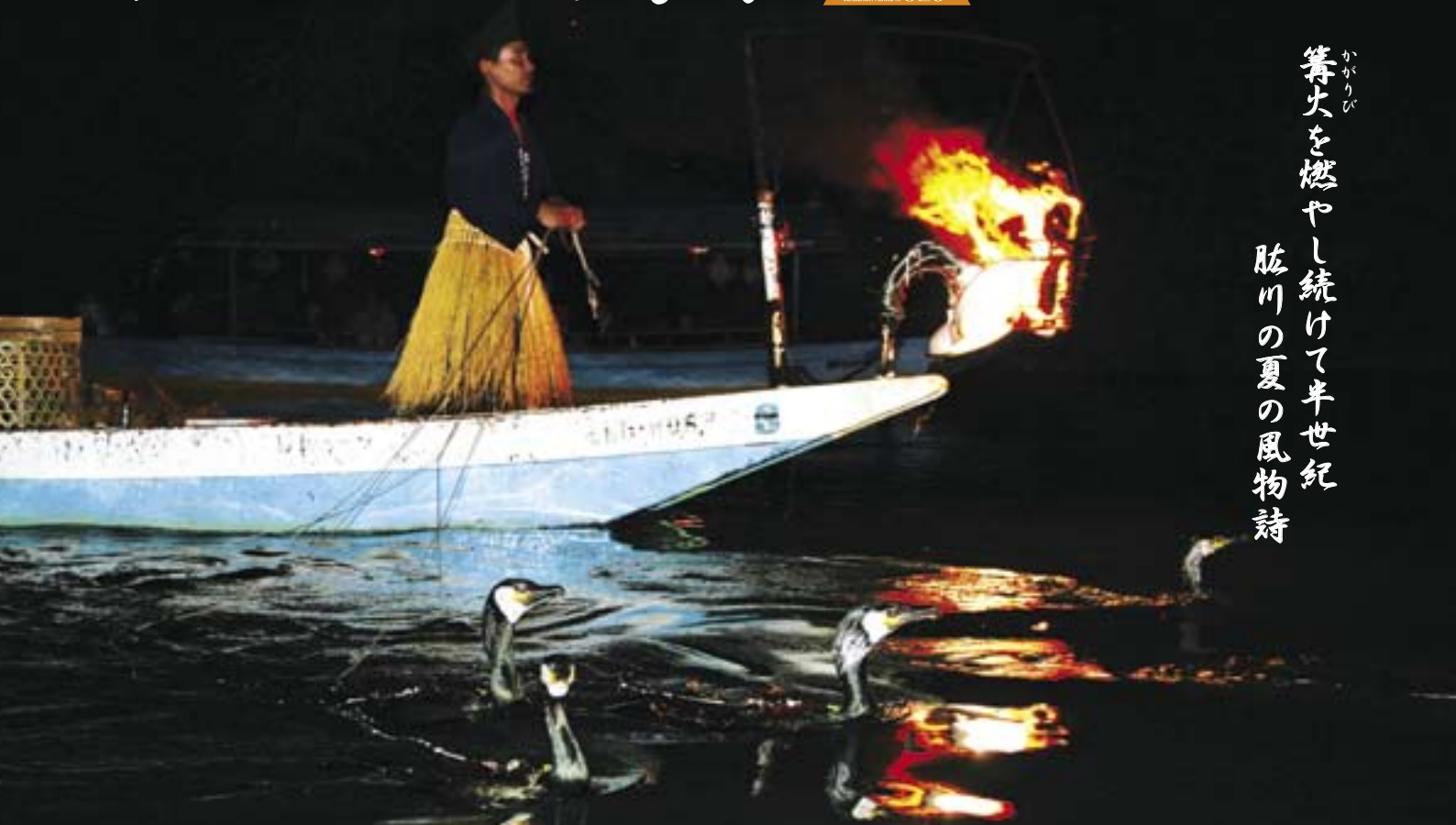
大洲

No.29

— おおず —

きらめき創造 大洲市
—みとめあい ささえあう 肱川流域都市—

うかい50周年



かがりび
篝火を燃やし続けて半世紀
肱川の夏の風物詩

「今年の夏は“うかい”を写そう」フォトコンテスト開催（平成19年6月1日～8月18日）
その他いろいろなイベントを企画しております。
市民の皆さまもぜひ、臨場感あふれるうかいをお楽しみください。



平成19年6月号

- ☆財政比較分析表 P2～3
- ☆税制改正 P4～6
- ☆市職員募集 P8
- ☆水道週間 P11
- ☆行政相談委員・人権擁護委員委嘱 P13

発行／大洲市役所 編集／総務課
〒795-8601 大洲市大洲690-1 ☎ 24-2111
大洲市公式ホームページ <http://www.city.ozu.ehime.jp>

2100 PRINTED WITH SOY INK
広報おおずは古紙の配合100%の再生紙と環境にやさしい大豆インキを使用しています。

大洲市と類似団体との財政比較分析

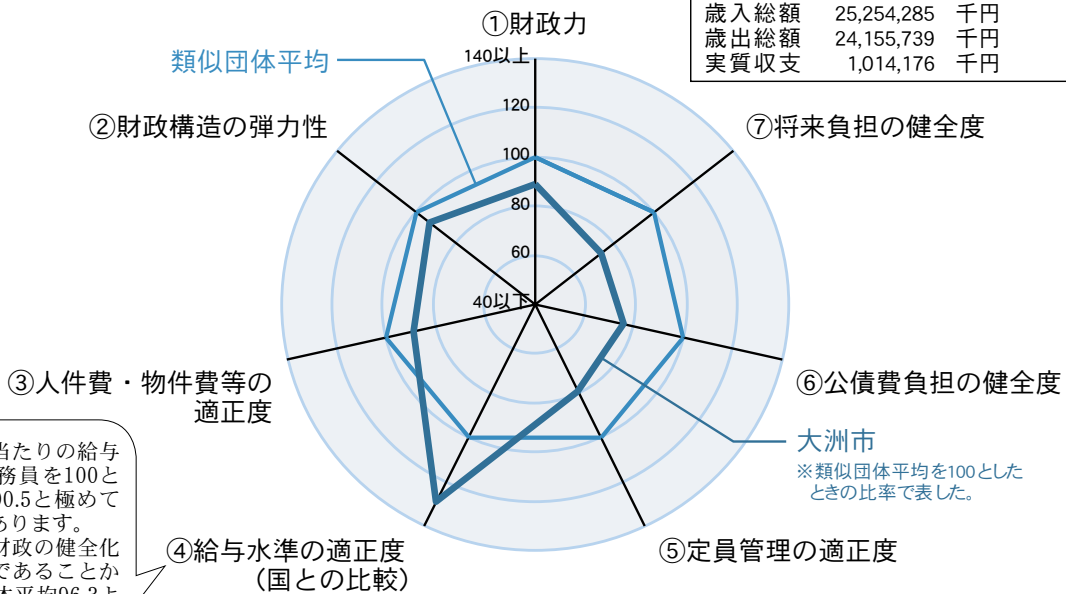
(平成17年度決算)

市では、市民の皆さんのご理解とご協力を得ながら一層の財政の健全化を推進していくために、財政状況について積極的に情報を開示するよう努めています。

今月号では、平成17年度の大洲市の決算状況について大洲市に人口や産業構造等が類似した全国の都市（類似団体）との財政比較分析を行いましたので、その内容について紹介します。

【愛媛県大洲市】

人口	51,518 人(H18.3.31現在)
面積	432.20 km ²
歳入総額	25,254,285 千円
歳出総額	24,155,739 千円
実質収支	1,014,176 千円



職員1人当たりの給与は、国家公務員を100としたとき、90.5と極めて低い水準にあります。本表は、財政の健全化を示す指標であることから、類似団体平均96.3よりも給与が低いことを意味しています。

※類似団体とは、人口および産業構造等により全国の市町村を35のグループに分類した結果、当該団体と同じグループに属する団体を言う。

分 析 欄

①財政力＝財政力指数

市内に中心となる産業がないことなどにより、財政基盤が弱く、類似団体平均を大きく下回っています。今後も引き続き、企業誘致の促進、滞納整理の強化等市税収入の増加、収納率の向上に努めます。

②財政構造の弾力性＝経常収支比率

義務的経費である扶助費および公債費の増加のため類似団体平均を上回っています。引き続き、扶助費、公債費の抑制はもちろん、人件費の削減、補助・負担金や委託料の削減等経常的な支出の点検・見直しを行います。

③人件費・物件費等の適正度＝人口1人当たり人件費・物件費等決算額

平成17年1月に4市町村が合併した大洲市は行政区域が広く、市民サービスが合併後に低下しないよう、旧町村役場を支所として残し、連絡所、公民館、その他の公共施設もそのまま存続させています。このような地理的条件により類似団体よりも行政経費が上回っていると考えますが、今後は集中改革プランに沿った組織・機構改革、民間委託の推進等を行い、行政の効率化を図ります。

④給与水準の適正度（国との比較）＝ラスパイレス指数

これまで厳しく人事給与制度を運用した結果、類似団体と比較して極めて低い水準にあります。厳しい財政状況により、さらに平成18年度から管理職手当、特殊勤務手当の見直しを行っています。

⑤定員管理の適正度＝人口1000人当たり職員数

4市町村の合併により、類似団体平均を上回っており、職員数の削減は緊急の課題です。今後も定員適正化計画に基づく定年退職者の不補充等により、平成18年度から平成22年度までの5年間で45人以上の職員数の削減を図ります。

⑥公債費負担の健全度＝実質公債費比率

近年の景気低迷による影響で市税・地方交付税等の歳入が年々減少している一方、過去の市債発行による影響で公債費が年々増加しており、類似団体と比較しても最悪の水準となっています。公債費のピークは平成18年度で順次減少する予定ですが、今後も引き続き、公債費負担適正化計画により市債の新規発行の抑制に努め、平成24年度には18%以下に抑えます。

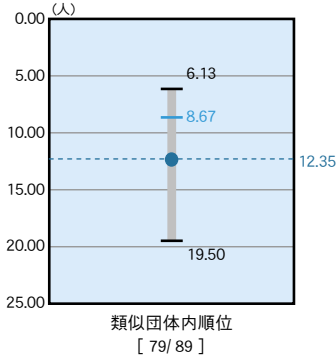
⑦将来負担の健全度＝人口1人当たり地方債現在高

過去の市債発行による影響で類似団体平均を大きく上回っています。公債費負担適正化計画により市債の新規発行額を抑制しており、現在高は減少傾向にありますが、なお今後も引き続き抑制していきます。

財政状況

⑤ 定員管理の適正度

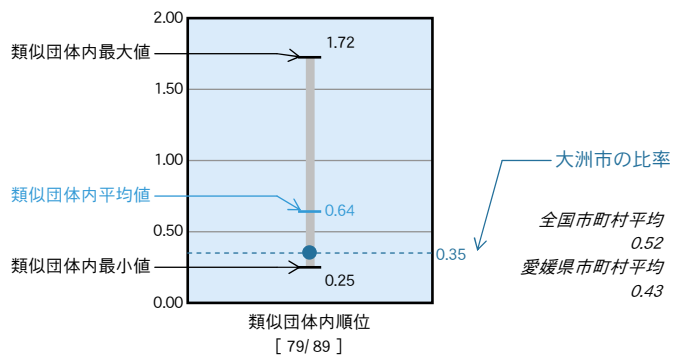
人口1,000人当たり職員数 [12.35人]



全国市町村平均
8.00
愛媛県市町村平均
8.65

① 財力

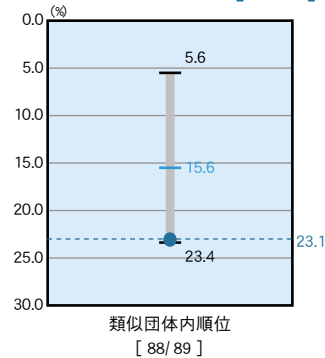
財政力指数 [0.35]



全国市町村平均
0.52
愛媛県市町村平均
0.43

⑥ 公債費負担の健全度

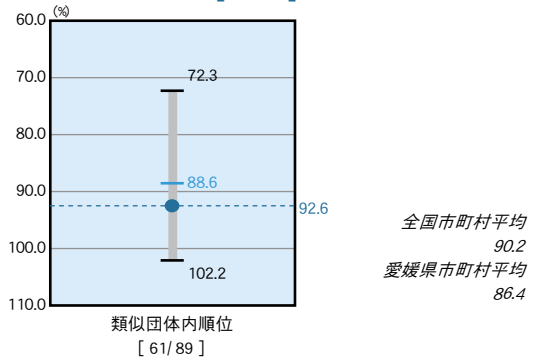
実質公債費比率 [23.1%]



全国市町村平均
14.8
愛媛県市町村平均
14.8

② 財政構造の弾力性

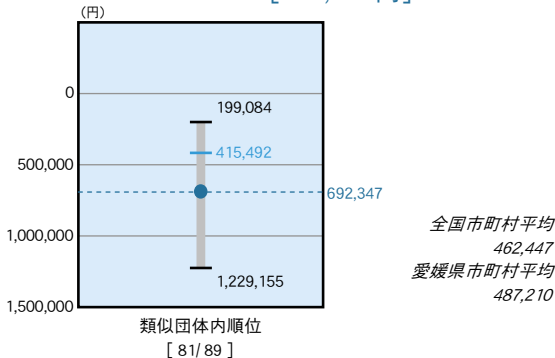
経常収支比率 [92.6%]



全国市町村平均
90.2
愛媛県市町村平均
86.4

⑦ 将来負担の健全度

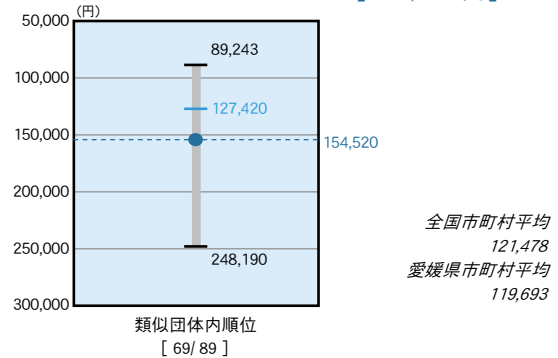
人口1人当たり地方債現在高 [692,347円]



全国市町村平均
462,447
愛媛県市町村平均
487,210

③ 人件費・物件費等の適正度

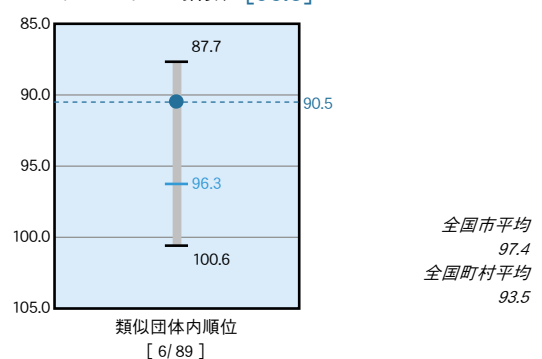
人口1人当たり人件費・物件費等決算額 [154,520円]



※人件費、物件費及び維持補修費の合計である。ただし人件費には事業費支弁人件費を含み、退職金は含まない。

④ 給与水準の適正度 (国との比較)

ラスパイルズ指数 [90.5]



まとめ

大洲市の財政状況は、大洲市と同程度の都市と比較して非常に厳しく、一層の行財政改革の推進が求められています。今後も合併による合理化や効率化を最大限発揮させ、健全な財政構造を確立できるよう努めてまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

市民税・県民税が大きく変わります

6月は、市民税・県民税を納めていただく年度内で初めての月です。
地方税法の一部改正により、平成19年度の市民税・県民税と国民健康保険税の制度が次のように改正されました。



市民税・県民税① 税源移譲に伴う改正のポイント

地方分権を積極的に進めていく「三位一体改革（国庫補助金の削減、地方交付税の見直し、税源移譲）」の一環として、地方自治体が必要な財源を直接確保し、より身近でよりよい行政サービスを行えるように国（所得税）から地方（市民税・県民税）への税源移譲が行われます。

税率の変更

税源移譲により個人住民税所得割の税率が次のように改正され、多くの人は今年度から**市民税・県民税が増える**ようになります。しかし、その分、平成19年分からの**所得税が減る**ようになるため、所得税と市民税・県民税を合わせた負担額は**税源移譲前と変わらない**なっています。ただし、定率減税の廃止や収入の増減など、別の要因により実際の負担額は変動しますので、ご注意ください。

《市民税・県民税》

課税所得金額	改正前（平成18年度分まで）			
	市民税		県民税	
	税率	速算控除額	税率	速算控除額
200万円以下	3%	0円	2%	0円
200万円超700万円以下	8%	10万円		
700万円超	10%	24万円	3%	7万円



改正後（平成19年度分から）	
市民税	県民税
6%	4%

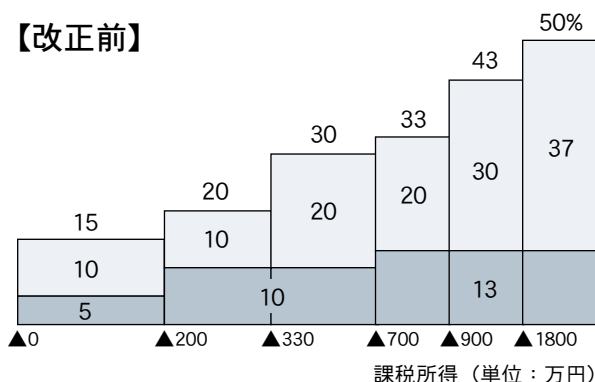
《所得税》

課税所得金額	改正前（平成18年分まで）	
	税率	速算控除額
195万円以下	10%	0円
195万円超330万円以下		
330万円超695万円以下	20%	330,000円
695万円超900万円以下		
900万円超1,800万円以下	30%	1,230,000円
1,800万円超	37%	2,490,000円

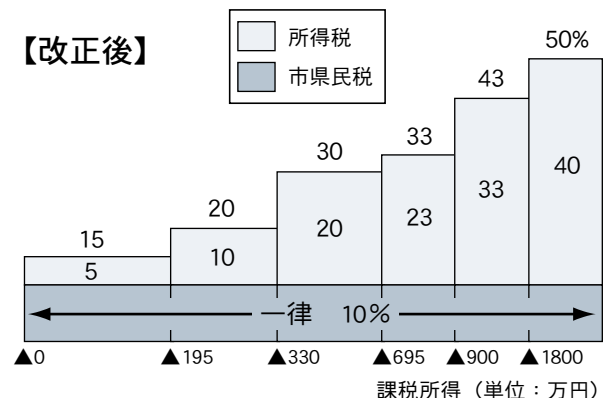


改正後（平成19年分から）	
税率	速算控除額
5%	0円
10%	97,500円
20%	427,500円
23%	636,000円
33%	1,536,000円
40%	2,796,000円

【改正前】



【改正後】



地方税一部改正

人的控除額の差に基づく負担増の減額措置（調整控除）

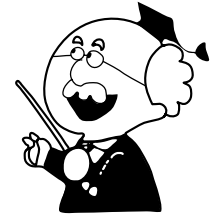
市民税・県民税と所得税では配偶者控除や扶養控除などの人的控除額に差があり、税率を変更するだけでは負担額が増える場合があります。これを調整するため、個人住民税所得割額から次の額が減額されます。

《合計課税所得金額が200万円以下の人》

- ①と②のいずれか小さい額の5%
- ①下表の所得控除の差額の合計額
- ②合計課税所得金額

《合計課税所得金額が200万円超の人》

- ①から②を差し引いた金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%
- ①下表の所得控除の差額の合計額
- ②合計課税所得金額から200万円を差し引いた金額



《人的控除額の差額》

所得控除		金額	所得控除		金額	所得控除		金額
障害者控除	普通	1万円	配偶者控除	一般	5万円	同居特別障害者加算		12万円
	特別	10万円		老人	10万円	配偶者特別控除	38万円超 40万円未満	5万円
寡婦控除	一般	1万円	扶養控除	一般	5万円		40万円以上 45万円未満	3万円
	特別	5万円		特定	18万円			
寡夫控除		1万円		老人	10万円	基礎控除		5万円
勤労学生控除		1万円	同居老親	13万円				

*合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額です。

市民税・県民税② その他改正のポイント

定率控除の廃止

個人住民税所得割額における7.5%（上限2万円）の定率控除が廃止されました。

年齢が65歳以上の人に対する非課税措置の廃止に伴う特例措置

年齢が65歳以上の人のうち、前年の合計所得金額が125万円以下の人に対する非課税措置が平成18年度に廃止されました。ただし、昭和15年1月2日以前に生まれた人で前年の合計所得金額が125万円以下の人について、平成19年度は税額の3分の1を減額する特例措置が講じられます。

国民健康保険税 改正のポイント

医療給付費分課税限度額の見直し

医療給付費分の課税限度額が56万円（平成18年度は53万円）に引き上げられました。

公的年金等控除の見直しに伴う経過措置

昭和15年1月1日以前に生まれた人で、平成17年度の個人住民税の算定にあたり公的年金等控除の適用があった人については、国民健康保険税の負担増に配慮し平成19年度は次のような経過措置が講じられます。

《軽減判定所得金額について》

公的年金等所得がある場合は、その金額から22万円を控除した金額で軽減の判定を行います。（ただし、公的年金等所得金額が控除額に満たない場合は、公的年金等所得金額が控除額となります。）

《所得割額の算定について》

公的年金等所得がある場合は、その金額から7万円を控除します。（ただし、公的年金等所得金額が控除額に満たない場合は、公的年金等所得金額が控除額となります。）

申請は必ず期限内に！

【国民健康保険税の2割軽減申請について】

世帯主（擬制世帯の世帯主を含む）と国民健康保険加入者の前年中の所得の合計額が一定基準額を超えない世帯については、国民健康保険税の減額制度（被保険者均等割額と世帯別平等割額の合計額のそれぞれ7割・5割・2割相当額）があります。このうち2割軽減については、申請書の提出が必要となります。

該当すると思われる世帯には申請書をお送りしますので、**必ず期限内**に申請をしてください。期限内に申請されない場合には、減額制度の適用を受けることができませんのでご注意ください。

【市税の納付書について】

平成19年度からの納付書は、納税通知書と併せ1年分を一括してお送りします。納期限（納付月）については、昨年度と変更はありません。

なお、口座振替を利用される人は、納税通知書のみをお送りします。

問い合わせ先

市役所税務課市民税係 ☎24-2111（内線129～131）
長浜支所総務商工課 ☎52-1111

肱川支所総務商工課 ☎34-2311
河辺支所総務商工課 ☎39-2111